

総第 731 号
令和 8 年 7 月 3 日

内子町地域公共交通会議委員 様

内子町地域公共交通会議
会 長 小野植 正久
(内子町長)

自家用有償旅客運送者登録の更新に伴う決議依頼について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、内子町が運行する「町営バス」「デマンドバス」「共助型ライドシェア」及び「まちなか乗合タクシー」につきましては、道路運送法第 79 条の規定に基づき、四国運輸局愛媛運輸支局の登録を受け、自家用有償旅客運送を実施しております。

当該登録の有効期間は令和 8 年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き現在の運行を継続できるよう、更新登録の申請を行いたく存じます。

本来であれば、「令和 8 年度第 1 回内子町地域公共交通会議」を開催し、委員の皆様のご審議・ご同意をいただくところですが、ご多用の折と存じますので、今回は書面による決議をお願い申し上げます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、別添の決議書をご確認の上、ご署名・ご捺印いただき、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 審議事項

第 1 号議案 自家用有償旅客運送者登録の更新について

町営バス、デマンドバス、共助型ライドシェア及びまちなか乗合タクシー

2 提出方法

「決議書」承認・否認欄の該当するほうに「○」を付した上で、署名捺印後同封しております返信用封筒にて令和 8 年 7 月 24 日（金）までにご返信くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲 168 番地
内子町役場総務課 管財係 松浦
TEL 0893-44-6150 (内線 730)
FAX 0893-44-4300